

青森県介護員養成研修事業者指定要綱に基づく手続きについて

指定内容に変更が生じた場合や、事業年度終了後の報告などにつきましては、指定要綱に基づき以下の所定の期日までに手続きをお願いします。

内容	様式	提出期日
事業内容について変更があった場合 (例)・研修日程、研修の中止、講師の追加、担当科目変更、カリキュラム内容、実習施設、学則 等	介護員養成研修事業 変更届出書(第2-1号様式)	変更した日から10日以内
前年度に引き続き研修事業の指定を受けようとする場合	介護員養成研修事業 変更届出書(第2-2号様式)	新年度1回目の研修開始の2ヶ月前まで
介護員養成研修事業を廃止する場合	介護員養成研修事業 廃止届出書(第3号様式)	廃止することとした日から10日以内
介護員養成研修事業を休止する(年度内に初任者研修を実施しない)場合	介護員養成研修事業 休止届出書(第4号様式)	休止することとした日から10日以内
介護員養成研修事業を再開する場合	介護員養成研修事業 再開届出書(第5号様式)	再開することとした日から10日以内
研修を実施した場合	介護員養成研修事業 修了者名簿(第6号様式)	研修を修了した日から2ヶ月以内
	介護員養成研修事業 報告書(第7号様式)	※ただし、添付12号様式は研修事業を同一年度に2回以上行う場合に限り、当該年度の最後の実績報告の際に提出
	実施報告書(添付11号様式)	
	実績報告書(総括) (添付12号様式)	